

海岸事業の補助率等

区分		地域	根拠法令	負担率・ 国費率
直轄事業	直轄海岸保全施設 整備事業	北海道	海岸法第 26 条第 1 項	2/3
		離島	同上	2/3
		奄美	同上	2/3
		沖縄	沖縄振興特別措置法施行令第 32 条第 1 項	9.5/10
		内地	海岸法第 26 条第 1 項	2/3
補助事業	海岸保全施設整備 連携事業	北海道	海岸法施行令第 8 条第 3 項	11/20
		離島	海岸法施行令第 8 条第 4 項	11/20
		奄美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第 1 条第 1 項	2/3
		沖縄	沖縄振興特別措置法施行令第 32 条第 1 項	9/10
		内地	海岸法施行令第 8 条第 1 項第 4 号	1/2
		(市街地)	海岸法施行令第 8 条第 1 項第 5 項	2/5
	津波対策緊急事業	北海道	海岸法施行令第 8 条第 3 号	11/20
		離島	海岸法施行令第 8 条第 4 号	11/20
		奄美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第 1 条第 1 項	2/3
		沖縄	沖縄振興特別措置法施行令第 32 条第 1 項	9/10
		内地	海岸法施行令第 8 条第 1 項第 4 号	1/2
		(市街地)	海岸法施行令第 8 条第 1 項第 5 号	2/5
	海岸メンテナンス 事業	北海道	海岸法施行令第 8 条第 3 項	11/20
		離島	海岸法施行令第 8 条第 4 項	11/20
		奄美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第 1 条第 1 項	2/3
		沖縄	沖縄振興特別措置法施行令第 32 条第 1 項	9/10
		内地	海岸法施行令第 8 条第 1 項第 4 号	1/2
		(市街地)	海岸法施行令第 8 条第 1 項第 5 号	2/5*
国費率差額		後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律		

※施設機能の向上に係るもの